

コロナ問題を乗り越えるための スタートアップ支援

Hello, Future!



2020年6月1日

提言要旨

- コロナ問題を契機として急速に**社会のデジタルトランスフォーメーション（DX）**が進もうとしている。
- オンライン診療などすでに脚光を浴びている分野もあるように、**DXの鍵となる技術・サービス**を生み出すスタートアップの力をフルに活用していくことが社会全体として求められている。
- また、非接触経済への移行による産業構造の転換が予想される中では、**雇用創出の主体**としてもスタートアップは重要。
- 経済対策等において一部手当ても進みつつあるが、社会変革・雇用創出の担い手である**スタートアップのエコシステムを維持・発展**させていくため、**政策的な支援・振興策を早期に実行・拡充**していくことが必要。

3段階構えのスタートアップ支援

※下表は自民党デジタル社会特別推進委員会でのプレゼン（4/22）を一部修正の上、抜粋

超短期

資金繰り支援

- 従来型の支援パッケージは中小企業が主な対象
- スタートアップの事業モデルに当てはまらず（特に**売上減少要件**）

問題認識

短期・中長期

投資支援

- すでにスタートアップ投資（特にシード期）は冷え込みの兆候
- 先細りしないような投資の下支えが必要

社会実装支援

- 官民の徹底的なDX推進にスタートアップの一層の活用が必要

対策

- スタートアップに特化した融資要件の創設、専用の受付窓口の設置
- 負担の大きい固定費（家賃、人件費）の支援
- スタートアップ向けの支援パッケージの一元的な情報集約、メッセージの発信

早期執行、運用の具体化が必要

投資促進

- 政府系ファンドによるマッチング出資

税制措置

- 小規模PoC（実証実験）に対する支援
- オープンイノベーション税制の拡充
- その他（Appendix）参照

公共調達改革

- オープンデータの推進

支援・振興策拡充が必要

目次

1. スタートアップ支援の社会的意義	04
1-1. 危機がもたらす社会変革とスタートアップの役割	05
1-2. 産業構造の転換と労働力の再配置	09
1-3. スタートアップ支援の必要性	13
2. スタートアップ支援の実行・拡充	16
2-1. 補正予算等における手当	17
2-2. 3段構えのスタートアップ支援	18
Appendix. スタートアップ振興税制	26

1. スタートアップ支援の社会的意義

2. スタートアップ支援の早期実行・拡充

Appendix. スタートアップ振興税制

1-1. 危機がもたらす社会変革とスタートアップの役割

■ 危機は次のチャンスでもある。米国では多くの偉大なスタートアップがドットコムバブル崩壊、リーマンショックといった危機の下でも生まれてきた



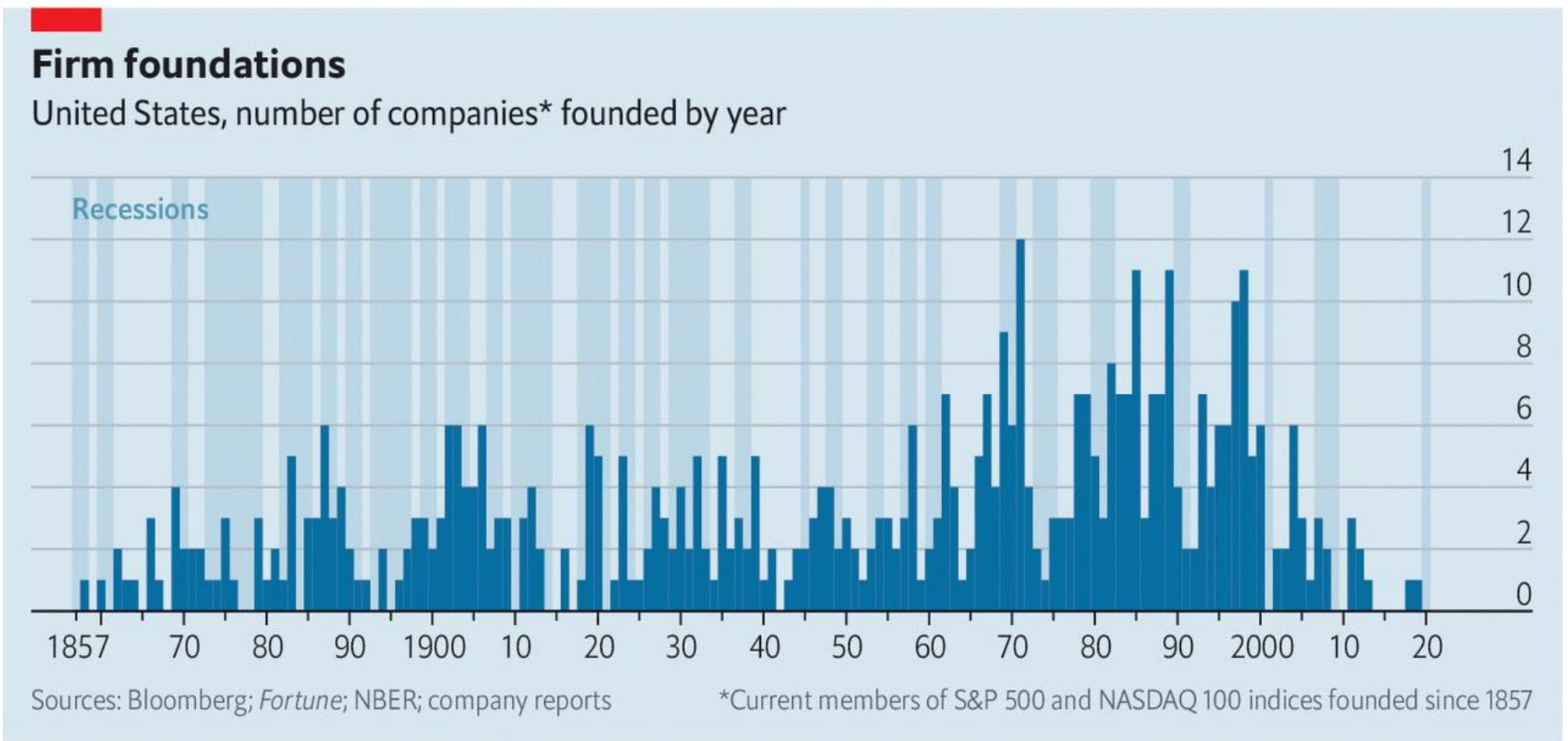
ドットコムバブル崩壊

—Nasdaq リーマンショック

(出所) TECHBLITZ

1-1. 危機がもたらす社会変革とスタートアップの役割

■ 多くのS&P500、NASDAQ100企業が景気後退期に生まれている



1-1. 危機がもたらす社会変革とスタートアップの役割

- 今回のコロナ危機は特に実態経済への影響大きく、人々の価値観・行動様式の変容をもたらし、社会のデジタル化が大きく進む可能性が高い
- 米国では、すでにスタートアップによるコロナ時代を先導する動き



1-1. 危機がもたらす社会変革とスタートアップの役割

- 日本でもスタートアップエコシステムが進化。コロナと戦う・コロナ禍の経済に適応するための様々な取り組み・サービスが生まれてきている
- コロナ禍の経済への適応に苦慮する企業も多い中、社会変革を主導するスタートアップへの期待は大きい

■ With/Afterコロナにおけるスタートアップへの期待は大きい

■ マザーズの時価総額は東証2部を超える

500 Kobe Acceleratorの歩み

500 × KOBE UNESCO City of Design

2016~2018

デジタル全般

2019

ヘルステック

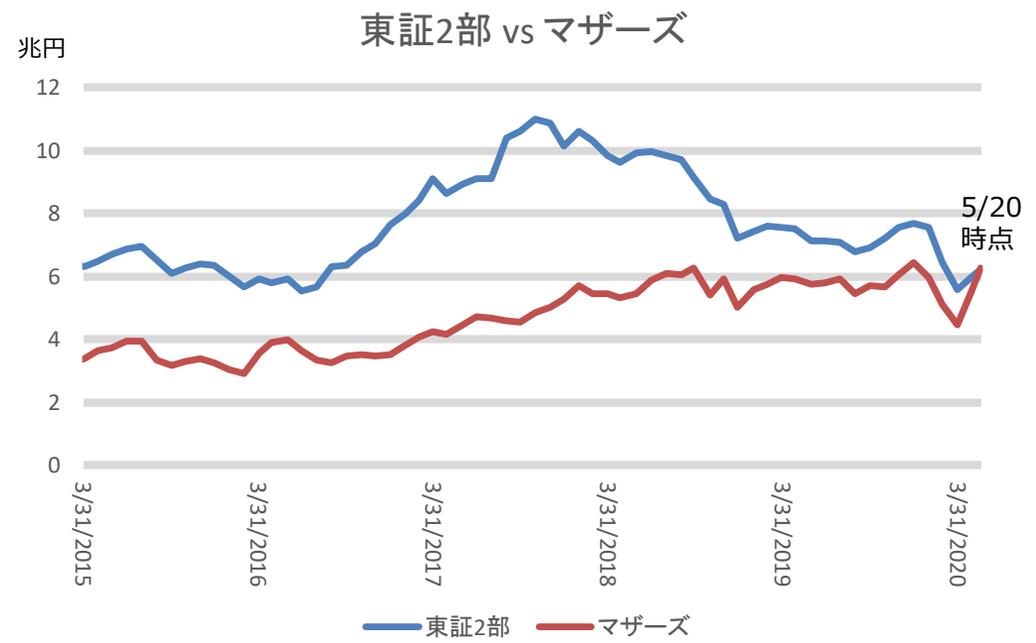
2020

COVID-19 Emerging Technology

対象領域

- | AGAINST/WITH コロナウイルス | AFTER コロナウイルス |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 遠隔医療サポート ● 疾患検査ソリューション ● 緊急の情報発信・偽情報検知 ● 個人の衛生管理のためのソリューション ● 災害時のジオトラッキング ● 食品の安全かつ効率的な物流技術 など | <ul style="list-style-type: none"> ● リモートワーク・学習サポート ● オンラインイベントの効率的な管理と運営 ● 医療データの共有とプライバシー保護ソリューション ● 健康管理サポート ● 自動化・センサー技術 など |

(出所) 神戸市

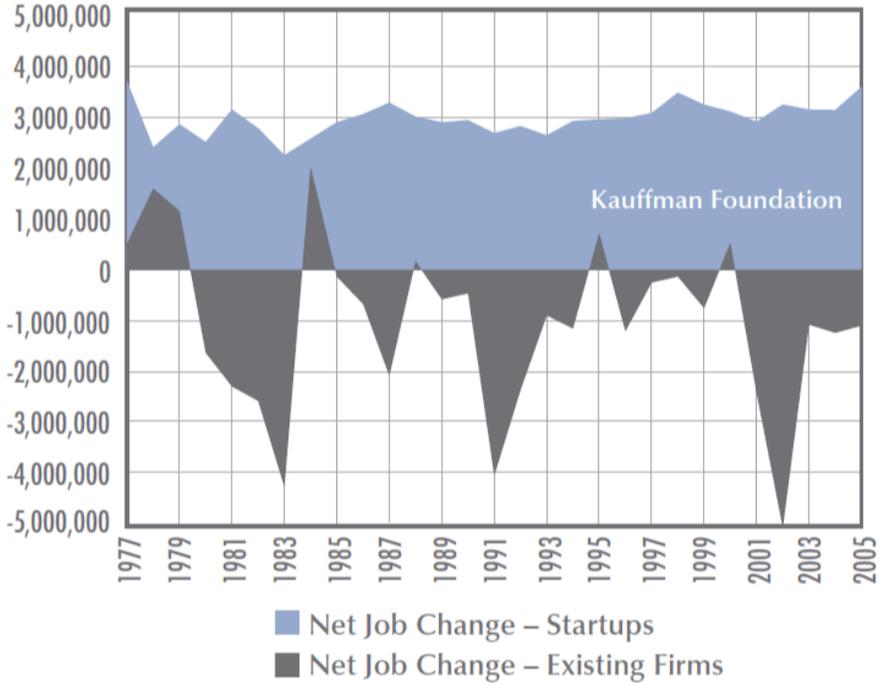


(出所) 東京証券取引所HPより新経済連盟作成

1-2. 産業構造の転換と労働力の再配置

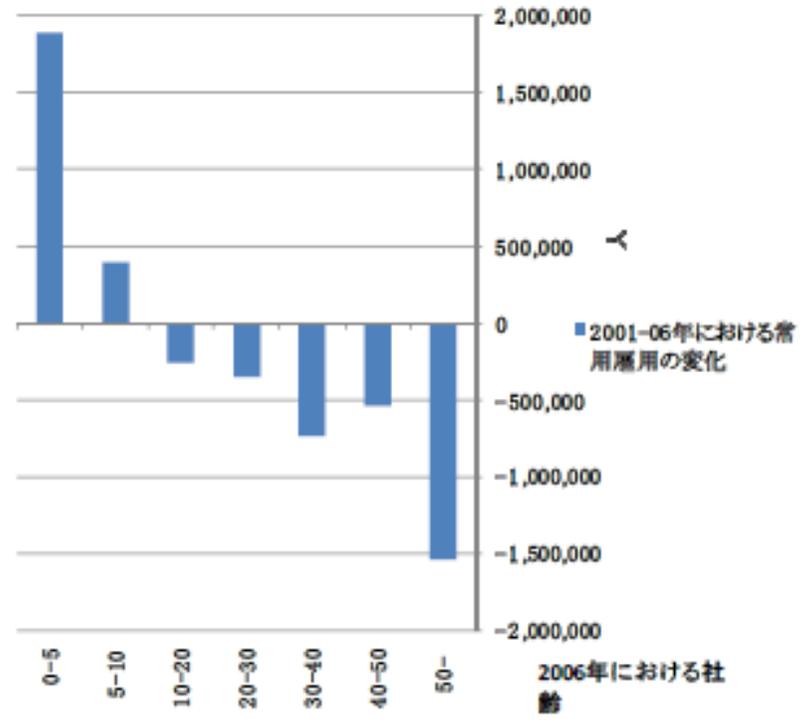
■ 社会変革のドライバーであるとともに、新たな雇用創出の主体としてもスタートアップは重要

■ 米国では常にスタートアップが雇用を創出してきた歴史



(出所) Kauffman Foundation

■ 日本でも社齢の若い企業が雇用を創出



(出所) 深尾京司、権赫旭「日本経済再生の原動力を求めて」

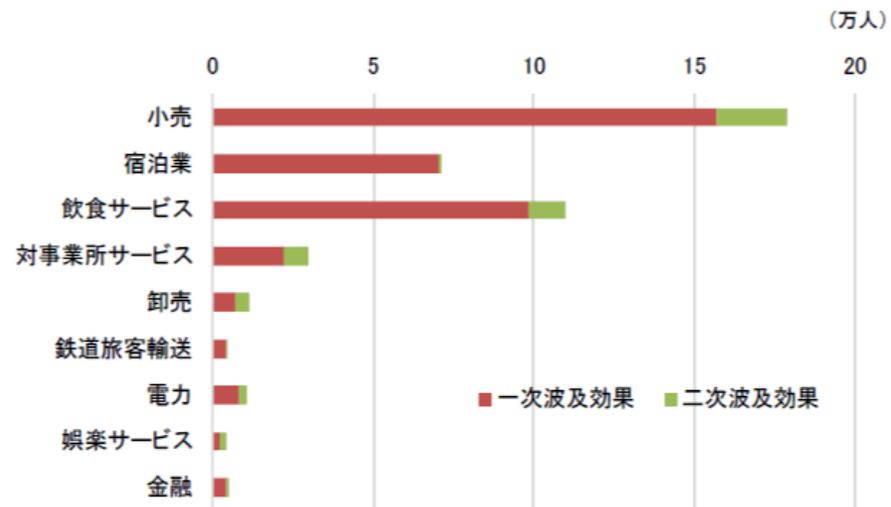
1-2. 産業構造の転換と労働力の再配置

■ 特に今回の危機は社会・産業構造の転換にも繋がり、外食、運輸など当面完全には戻らない可能性

■ インバウンド需要蒸発で約50万人分の雇用が喪失する可能性

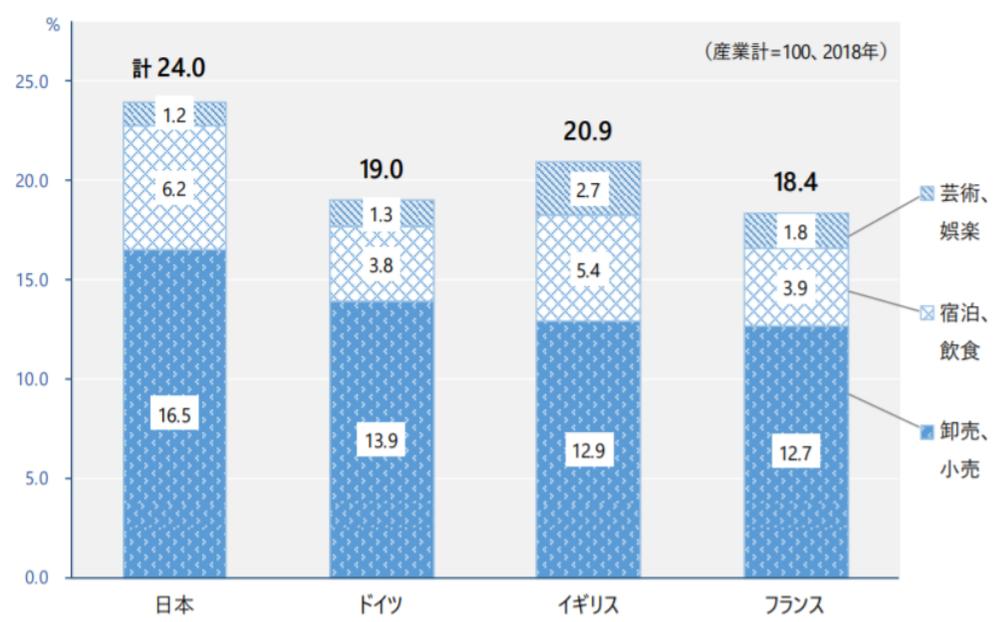
■ 日本は雇用危機に直面する業種の比率が高い

図表7. 各産業の労働需要減少数



(出所) 総務省「産業連関表」よりMURC試算

第7図 雇用危機に直面する産業に従事する就業者の比率



(出所) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本と各国の雇用動向と雇用・労働対策」

(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「新型コロナウイルス感染症拡大によるインバウンド需要の蒸発が日本経済にもたらすインパクト」

1-2. 産業構造の転換と労働力の再配置

■ 新たな社会・産業構造へ移行するための労働力の柔軟な再配置が必要に

コロナの影響による人材過剰

コロナの影響による人材不足

接触経済

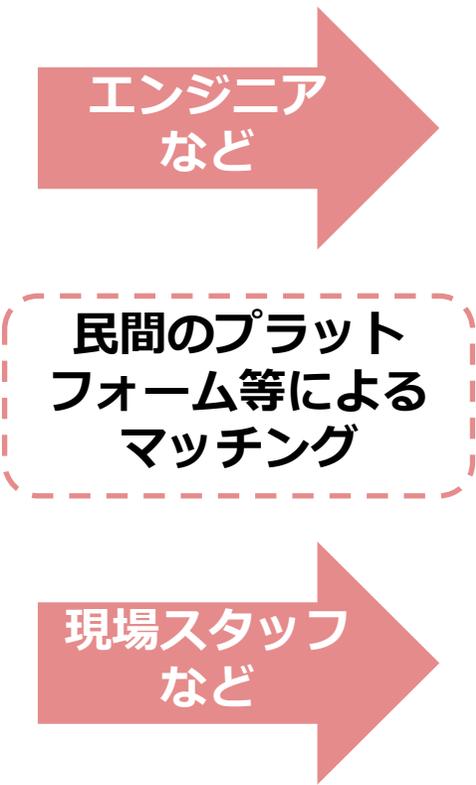
- 旅行
- 宿泊
- 外食
- イベント
- エンタメ
- など

非接触経済

- 通販
- テレワーク
- オンライン診療
- オンライン教育
- など

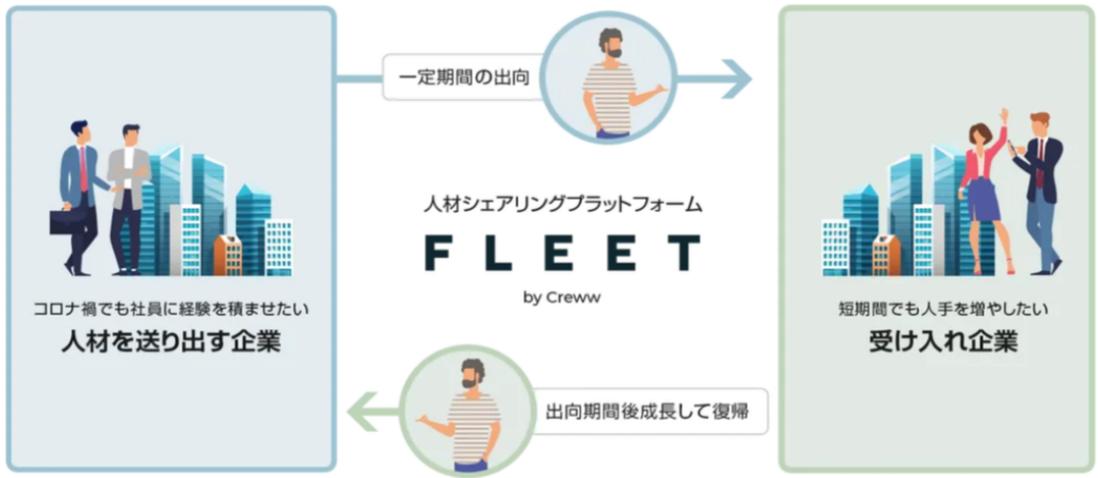
非接触経済を支える現場

- 物流
- 宅配
- コールセンター
- など



1-2. 産業構造の転換と労働力の再配置

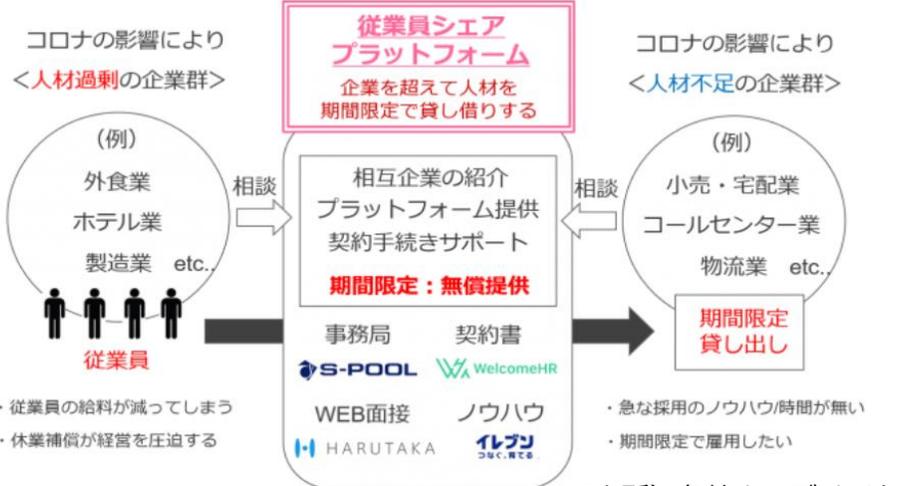
■ スタートアップ中心に、従業員シェアなどの枠組みを活用して需要高まる分野への人材の再配置を促す動きも



災害時緊急支援プラットフォーム 雇用シェアプロジェクト

災害時緊急支援プラットフォーム

< 一般社団法人(非営利) 設立準備中 >



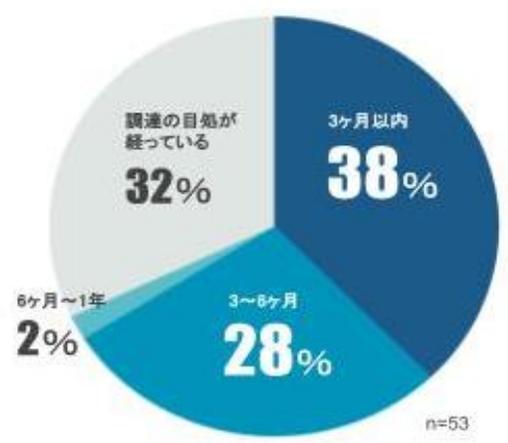
(出所) 各社ウェブサイト

1-3. スタートアップ支援の必要性

- 社会変革・雇用創出の両面でスタートアップが先導的な役割を果たしており、日本におけるスタートアップエコシステムの成長を感じさせる
- 一方、今回の危機による負の影響も大きく、ここまで成長してきたスタートアップエコシステムのが大きく後退する懸念もある

- 多くのスタートアップが半年以内に資金枯渇する可能性

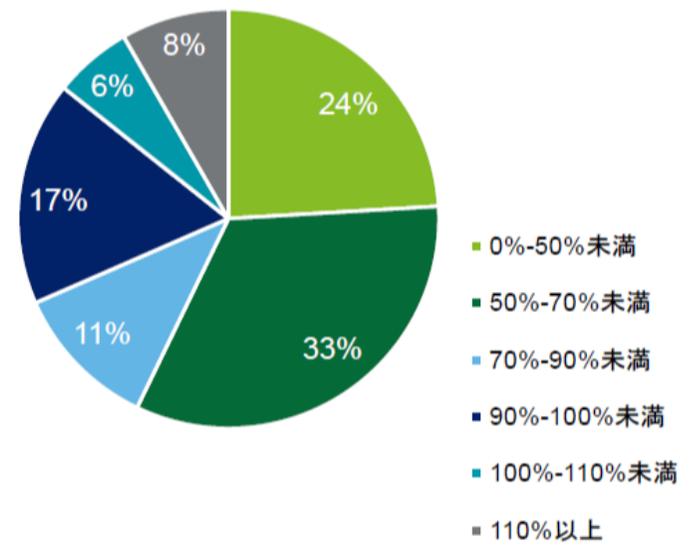
(2020年4月から起算して)
いつまでに資金調達を検討しているか



(出所) Creww

- VC、CVCの投資意欲は大きく冷え込み

昨年と比べてどの程度の投資額になると予想しているか

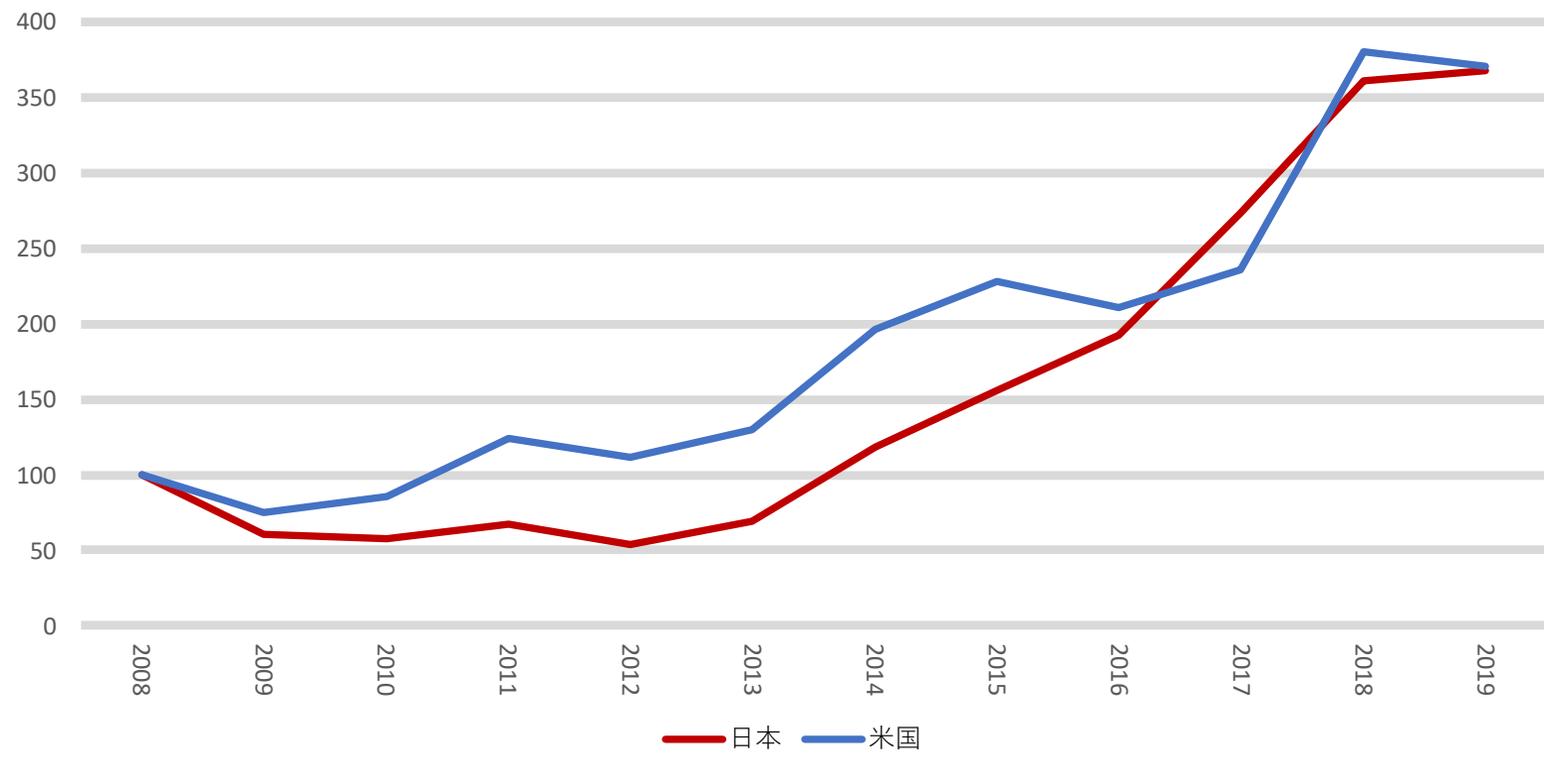


(出所) デロイトトーマツベンチャーサポート

1-3. スタートアップ支援の必要性

■ リーマンショック時、米国は素早い回復を見せたのに対して、日本ではスタートアップ投資が08年の水準を回復するのに7年を要した

スタートアップ投資の推移（08年の水準を100として指数化）



(出所) PitchBook, INITIALより新経済連盟作成

1-3. スタートアップ支援の必要性

■ 米国ほど成熟したスタートアップエコシステムを持たない日本では、欧州のような政府の強力な支援を通じて、エコシステムの後退を防ぐ必要性が高い

米国

- 米国では、スタートアップ特化の支援施策は用意されていない
 - ※中小企業向けの支援施策（Paycheck Protection Program）では多くのスタートアップが要件満たさない可能性
- しかし、世界一のスタートアップエコシステムの下、民間の強いアニマルスピリットによる力強い回復が見込まれる

PAYCHECK PROTECTION PROGRAM (PPP) LOAN

- MAXIMUM LOAN AMOUNT: \$10 million
- MATURITY SCHEDULE: 2 years
- INTEREST RATE: 1.0%
- PAYMENT DEFERRAL: 6 months to 1 year
- BORROWER REQUIREMENTS: Good faith certificate, Verification of single source for assistance, No collateral or personal guarantee
- USES: Payroll Expenses, Employee Salaries, Mortgage Interest, Rent and Certain Utilities, Interest on debt incurred before 2/15/20

FIND AN APPROVED LENDER AT: <https://www.sba.gov/funding-programs/loans/paycheck-protection-program>

ABELES AND HOFFMAN P.C. INTEGRITY. INSIGHT. SOLUTIONS.

www.ahcpa.com

欧州

- 欧州はスタートアップエコシステムの中核地であるフランス・ドイツ・イギリスなどで、政府がスタートアップ特化の強力な支援策を表明
- Afterコロナに向けて鍵となるスタートアップを下支えしようとしている

FOR FRENCH STARTUPS

La FRENCH TECH

Coronavirus COVID-19

The Government announces

€ **4** billion emergency plan to support startups

1. A €80 million package to finance bridges between two fund-raising rounds
2. State-guaranteed treasury loans with specificities for the startups
3. An accelerated refund by the State of corporate tax credits refundable in 2020, including the CIR 2019, and VAT credits
4. An accelerated payment of the PIA innovation support grants already allocated

1. スタートアップ支援の社会的意義

2. スタートアップ支援の早期実行・拡充

Appendix. スタートアップ振興税制

2-1. 補正予算等における手当

- 日本公庫・中小機構を通じた資本性劣後ローン、JIC・DBJによる投融資枠の拡充などにより、スタートアップ向けの支援パッケージは一定程度充実
- 既存の体制ではノウハウ・マンパワー不足する部分もあり、早期実行のため、民間金融機関・VCとの連携など機動的に行う必要

中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

第2次補正予算案における事業規模 1.4兆円

[財政融資等：0.4兆円 第2次補正予算案額 1.3兆円（うち財務省・厚労省・内閣府計上0.1兆円）]

事業の内容
事業目的・概要 <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。 ● 具体的には、一時的に財務状況が悪化した中小企業等に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等が、民間金融機関が資本とみなすことができる長期間元本返済のない資本性劣後ローンを供給します。 ● また、中小機構が出資する官民連携の中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンドを全地域で組成し、ファンドを通じた出資や債権買取等を行い、経営改善まで幅広い支援を実施します。

スキーム図



※中小企業向け資本性劣後ローンに対する財政融資等の一部は、2ページの財政融資等27.6兆円の内数として計上。

資本性支援

事業イメージ
(1) 資本性劣後ローン <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建等に取り組む企業に対して、民間金融機関が資本とみなすことができる期限一括償還の資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。 <p>[主な貸付条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、①スタートアップ企業、②企業再建に取り組む企業、等 ● 貸付限度：最大7.2億円（別枠） ● 貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）
(2) 中小企業経営力強化支援ファンド <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないよう、官民連携のファンドを通じた出資・経営改善等により、事業の再生とその後の企業価値の向上をサポートするなど、成長を全面的に後押しします。 ● また、全国47都道府県の「事業引継ぎ支援センター」とも連携し、出資先企業の第三者承継を促進し、地域の事業再編にもつなげていきます。
(3) 中小企業再生ファンド <ul style="list-style-type: none"> ● 過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通じて、債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハズオシ支援を実施します。 ● また、全国47都道府県の「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進します。

出資等やファンドの拡充

資本性支援

- 産業革新投資機構（JIC）の投融資枠拡充
 - オープンイノベーションによる産業競争力の強化（事業再編、ベンチャー等）を支援するため、JICの投融資枠を拡充。
 - 政府保証借入枠を1.5兆円拡充（事業規模2.8兆円）。
- 日本政策投資銀行（DBJ）による特定投資業務の投融資枠拡充
 - 新事業開拓や異業種連携等を支援するため、DBJの投融資枠を拡充。
 - 産投出資1,000億円を措置（事業規模4,000億円）。
- 地域経済活性化支援機構（REVIC）による支援の強化
 - 財務基盤が悪化した地域の中核企業等に対する事業再生支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を実施。
 - 政府保証借入枠を1兆円拡充（事業規模2.5兆円）。
- 中小企業基盤整備機構が出資するファンドによる出資等の強化（再掲）
 - 中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンドを全地域で組成し、ファンドを通じた出資や債権買取等を行い、経営改善まで幅広い支援を実施。
 - 第2次補正予算案では一般会計予算600億円を措置（事業規模750億円）

※中小機構の出資比率が80%の場合

2-2. 3段構えのスタートアップ支援

※下表は自民党デジタル社会特別推進委員会でのプレゼン（4/22）を一部修正の上、抜粋

超短期

資金繰り支援

- 従来型の支援パッケージは中小企業が主な対象
- スタートアップの事業モデルに当てはまらず（特に**売上減少要件**）

問題認識

短期・中長期

投資支援

- すでにスタートアップ投資（特にシード期）は冷え込みの兆候
- 先細りしないような投資の下支えが必要

社会実装支援

- 官民の徹底的なDX推進にスタートアップの一層の活用が必要

対策

- スタートアップに特化した融資要件の創設、専用の受付窓口の設置
- 負担の大きい固定費（家賃、人件費）の支援
- スタートアップ向けの支援パッケージの一元的な情報集約、メッセージの発信

早期執行、運用の具体化が必要

投資促進

- 政府系ファンドによるマッチング出資

税制措置

- 小規模PoC（実証実験）に対する支援
- オープンイノベーション税制の拡充
- その他（Appendix）参照

公共調達改革

- オープンデータの推進

支援・振興策拡充が必要

2-2. スタートアップの資金繰り支援

※提言「コロナ問題を契機とした規制・制度/経営・業務改革」(4/10)より抜粋

- 従来の中小企業向け支援パッケージでは、スタートアップは対応しづらく、**スタートアップに特化した要件を検討**すべき
- スタートアップ向けの支援パッケージを**一元的に情報集約、メッセージを発信**

■ 中小企業向け支援パッケージにスタートアップは当てはまらず

- 新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の資金繰り対策のため、日本政府は総額1.6兆円規模の支援パッケージを用意
- 事業者にとっては重要なライフラインとなるが、ほとんどの支援メニューは「**売上げの減少**」が基準になっており、「中小企業」を対象としたもの
- プロダクトの開発から**短期間で急成長**することを前提とした**スタートアップは条件に当てはまらない**ケースが多い（シード期で売上がまだ立っていないような場合もある）

■ スタートアップ向け支援施策の充実とメッセージの発信

- スタートアップ向けの支援パッケージを一元的に情報集約し、メッセージを発信
- 従来型の危機対応融資の枠組みを超えた**資本性のつなぎ資金**供給
- 負担の大きい固定費（家賃、人件費）の支援
 - 雇用調整助成金の売上減少要件緩和
 - 家賃の支払い猶予（公的なインキュベーション施設等）

**早期執行、運用
の具体化が必要**

2-2. スタートアップ投資の支援

※提言「コロナ問題を契機とした規制・制度/経営・業務改革」(4/10)より抜粋

- 日本は**スタートアップ投資**でCVCの占める割合が大きいですが、本業が打撃を受けると早々に規模縮小する可能性があり、**先細りしないような投資の下支え**が必要

早期執行、運用
の具体化が必要

■ 投資促進

- コロナ対応やDX推進に資する技術・サービスの開発を目指すスタートアップへの投資については**政府系ファンドからマッチング出資**

■ 税制措置

支援・振興策
拡充が必要

- **大企業と連携した小規模なPOCを支援**
 - スタートアップ投資促進のため、オープンイノベーション税制が創設されたが、さらに初期スタートアップ支援のため、大企業と連携した小規模なPOCを税制優遇
 - 投資は検討に時間がかかるため、小規模POC案件の活性化により、初期スタートアップは当面の資金繰りをしのぎつつ、実績作り
 - その後、投資を受けたらすぐに本格的なプロダクト開発に着手し、実際にPOCを行った企業に売り込むなど、より大きな売上を生めるサイクルを作る
- コロナ対応やDX推進に資する技術・サービスの開発を目指すスタートアップへの投資については、**オープンイノベーション税制を拡充**
- その他の振興策について**Appendixも参照**

2-2. スタートアップによる社会実装支援

※提言「コロナ問題を契機とした規制・制度/経営・業務改革」(4/10)より抜粋

- 東京都のコロナ対策サイトなど、**スタートアップの持つ技術・スピード感**の必要性が広く認識されたところ
- スタートアップの有する新技術、新サービスを政府機関・自治体等で積極活用し、社会実装を促進

● 公共調達改革

- 緊急時における随意契約の柔軟な活用促進
- 公共調達へのスタートアップの参入を促すような、入札の参加資格要件、仕様、審査プロセス、契約・支払い手続きなどの見直し

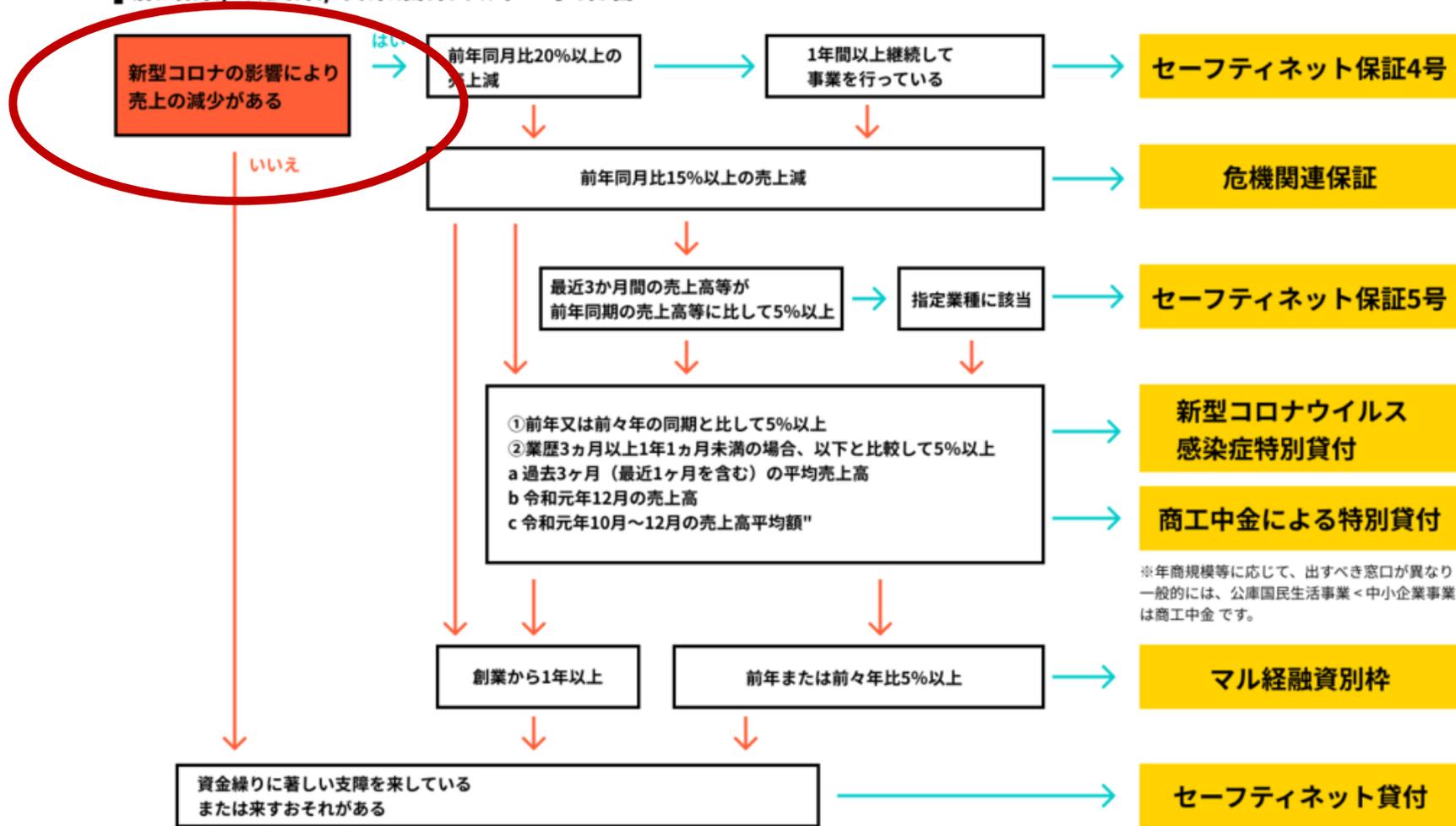
支援・振興策
拡充が必要

● オープンデータの推進

- 中央政府・地方公共団体等によるオープンデータ政策の推進とAPI開放のデフォルト化
- 個人情報保護法制2000個問題の解消
- 国/地方の情報システムの標準化の推進（地方のLGWANシステムの問題解消）等

【参考】 中小企業の支援パッケージ

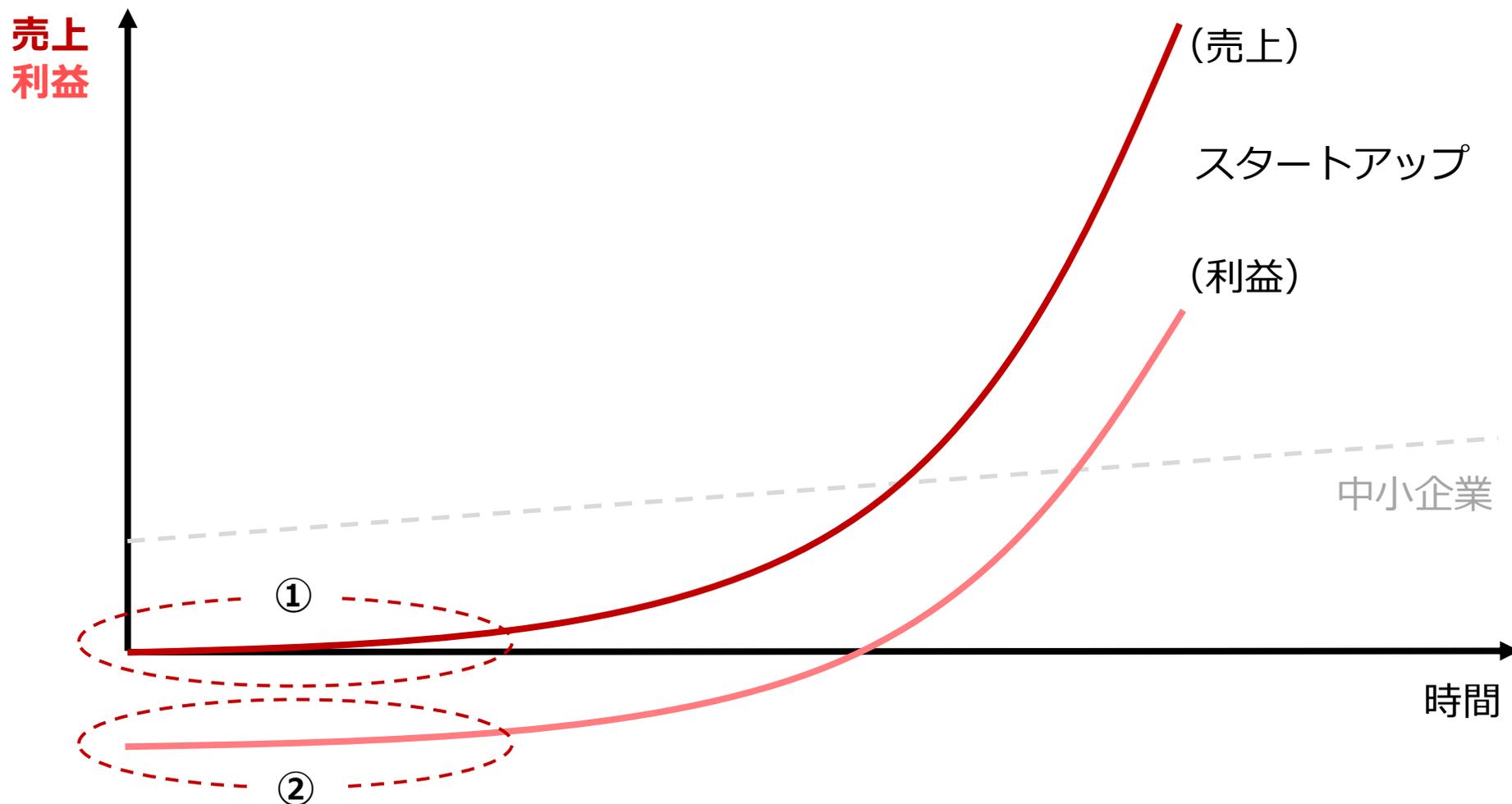
旅館業/飲食業/喫茶店業以外の事業者



※年商規模等に応じて、出すべき窓口が異なります
一般的には、公庫国民生活事業＜中小企業事業または商工中金です。



【参考】スタートアップの成長モデルと支援施策の課題



- ① シード期のスタートアップは売上がないので売上減少要件が当てはまりにくいし、そもそも融資の対象になりにくい。
- ② 人件費、家賃などの固定費はかかる。VCからの資金調達も滞ると資金が回らない。

【参考】 諸外国のスタートアップ支援策

- 欧州のスタートアップの中心地である**フランス・ドイツ・イギリスのほかスイス、台湾**でもすでに「**スタートアップ支援**」に特化した**支援パッケージ**を用意
- 優先株や新株予約権付社債（CB）などによるつなぎ資金を供給するプログラムを設けるとしている
 - **フランス**：**総額5,000億円規模**の包括的な支援計画。（新株予約権付社債を民間と共同で約200億円引受けなど）
 - **ドイツ**：**総額2,500億円規模**の包括的な支援計画。メガベンチャー向けに10億ユーロ規模の長期資金供給も検討中
 - **イギリス**：**総額300億円規模**の民間とのマッチングファンド（転換社債）
総額100億円規模の研究開発型SMEへの助成・融資
 - **スイス**：**総額170億円規模**のスタートアップ向け融資の政府保証
 - **台湾**：**上限なし**で優先株引受（6ヶ月－12ヶ月の運転資金相当、創業3年以内）
- アメリカでもカリフォルニアでは、賃料が支払えなくなった場合の立ち退き命令の禁止措置を実施

【参考】フランスのスタートアップ支援策

- 3月25日、仏デジタル経済担当国務長官、公的投資銀行(Bpifrance)、投資事務総長はコロナの影響を受けるスタートアップ向けに総額40億ユーロ（約4,780億円相当）の包括的な支援計画を発表
- 仏のスタートアップエコシステムはここ数年盛り上がりを見せており、スタートアップはビジネスとしては収益が顕在化するまでには数年を要するのが常であり、上記発表は新型コロナウイルスによる危機状況において特別に緊急な対策が必要との認識

1. 資金調達ブリッジファイナンス：8,000万ユーロ（約96億円） + 民間投資家より共同投資を募る

- 使途は資金調達ラウンド中であつた、もしくは近々資金調達ラウンドに入る予定だったがVCからの資金調達が困難になったスタートアップ向けのブリッジファイナンス。Bpifranceによって運営管理される「未来への投資プログラム」(Programme d'Investissements d'Avenir, PIA)を活用する。支援は資本へのアクセス可能な債券の形であり、民間投資家との共同投資を図ることにより少なくとも合計1億6,000万ユーロ（約190億円）を目指す。

2. 銀行融資への公的保証：20億ユーロ（約2,390億円）

- 企業向けコロナ対策として3月中旬に仏政府より発表された3,000億ユーロの企業向け銀行融資への公的保証をスタートアップも同様に受けることができる。融資は民間金融機関またはBpifranceを経由して行われる。借入可能額は2019年の従業員給与の2倍もしくは年間売り上げの25%の高い方となる。保証は融資額の9割までをカバーし、融資期間によっては補償費用も低く抑えられる。

3. 早期の税還付：15億ユーロ（約1,790億円）

- 2020年中に受けられる法人税の早期還付、2019年の研究税とイノベーション・VATの還付も含む。
- 既にコロナ対応経済対策として、全ての企業が2020年の税申告による法人税、VATの早期還付を求めることができる旨出されているが、中小零細企業や「若くイノベティブな企業」(JEI:Jeunes Entreprises Innovantes)と位置付けられるスタートアップは、研究開発税額控除(Crédit d'Impôt Recherche CIR)の即座の還付を求められる。事業者税務署は、要請に数日に対応できるよう体制を整えている。

4. 公的支援助成金の早期支払い：2億5,000万ユーロ（約300億円）

- すでに承認済の「未来への投資プログラム」(PIA)のイノベーション支援助成金の支払いを加速。政府要請により、Bpifrance及びAdeme（仏環境エネルギー・管理庁Agency for the Environment and Energy Management）は同プログラムのイノベーション支援を加速させること、例えば承認済でまだ支払い未了のスタートアップに対する支払いなどを早期に行う。
- さらに仏政府は2020年もBpifranceを通じてイノベティブ企業に対するイノベーション支援（補助金、融資等）を継続する予定であり、13億ユーロを見込む。Bpifranceは民間投資家とともに、直接あるいはファンド経由での投資を引き続き行う。

1. スタートアップ支援の社会的意義

2. スタートアップ支援の早期実行・拡充

Appendix. スタートアップ振興税制

「コロナ問題を乗り越えるための税制提言」
(5月22日公表) より以下抜粋

0. 問題意識

- ◆ **新型コロナウイルス感染症が世界中で広がり、日本でも社会経済に大きな影響。短期的には潤沢な資金を市場に供給する仕組み（国・民間）の充実とそれを支える税制が必要**
- ◆ **一方、アフターコロナ／ウィズコロナを念頭に中長期で日本発の新興企業を誕生させるための打ち手も重要。具体的には、**
 1. **イノベーションの核となるスタートアップやベンチャー企業の成長段階に応じたメリハリのある税制（創業期・研究開発型は還付、成長期は赤字繰延、充実期は控除等）の構築が必要**
 2. **グローバルで進むDXの流れと無形資産投資を直視し、既存の設備投資・研究開発税制等を見直し、SaaSやAI、人材・教育投資等のDX推進を税制で後押しすべき**

1. 雇用維持・資金繰りと経営DXの両立を目指す税制創設

【趣旨】

- ◆ 新たに**雇用維持型M&A税制を創設**し、コロナ禍でも強い企業によるM&Aを通じて、雇用維持と経営DXを進める
- ◆ あわせて、手元資金の制約を超えて大規模M&Aを可能にする**株式対価M&Aを促進する税制**を構築
- ◆ また、賃上げ税制・所得拡大促進税制も要件見直しが必要

【具体策】

- ◆ コロナ禍という厳しい環境下でも社会全体で雇用維持を図るために、通常のM&Aで発生する課税（法人税、消費税等）につき、**雇用維持型M&Aの場合には売り手・買い手双方の企業に対して課税減免**
- ◆ コロナ禍の手元資金の制約を乗り越えるために、**株式対価M&Aについて譲渡益に対する課税繰延べ措置を恒久的措置として導入**（スピード感を重視する意味でも認定等の手続きを不要とする）
- ◆ 賃上げ税制・所得拡大促進税制の要件のうち**賃上げ関係の要件を一旦凍結**。雇用維持を要件とした上での税額控除制度とする

2. 給付付研究開発税制

【趣旨】

- ◆ 研究開発型スタートアップは初期段階から多額の投資が先行し、創業後に長期間赤字となることが多いため税制優遇を享受できない
- ◆ 加えて、コロナ問題の影響により、特に創業期のスタートアップを中心に資金調達が滞っている現状がある
- ◆ 創業直後や研究開発型スタートアップに対する特別の手当が必要

【具体策】

- ◆ 創業後一定年数以内のスタートアップについて、**赤字決算の場合、試験研究費の控除割合（6～14%）分の給付を可能とする**

赤字ベンチャー（新たに追加）	黒字ベンチャー（現行制度）
試験研究費の一定割合（6～14%）を 給付	試験研究費の一定割合（6～14%）を控除（法人税額の最大60%上限）

【海外参考】 デンマークのR&D Credit

赤字企業でも、一定のR&D費用に関係するマイナスの課税所得にかかる税率分（22%分）については、申請の上給付が受けられる（上限550万クローネ）

3. オープンイノベーション税制の拡充

【趣旨】

- ◆ 大企業とベンチャーの協働プロジェクトもオープンイノベーションの一つとして有力（ベンチャーが保有技術を提供、または事業会社が人材やノウハウ等のリソースを提供するなど、両者の成長を促進する機会に）
- ◆ 本年度から出資型のオープンイノベーション税制（株式取得金額の25%を所得控除）が創設されたが、コロナ問題による資金調達の難航が予想される中、ベンチャーの資金調達を円滑化すべくこれを拡充

【具体策】

- ◆ プロジェクト型オープンイノベーション税制創設
小規模なPOCでも継続できるように支援するべく、大企業とベンチャーが協働して新規プロジェクトを行った場合の設備投資金額や費用（人件費、外注費、広告費等）について、法人税から税額控除
- ◆ 出資型オープンイノベーション税制拡充
CVCからの出資のみならず、VCからの出資も対象にする。ただし、大企業とベンチャーが協働した事業計画等を要件とする

4. スタートアップ向け欠損金繰越控除の拡充

【趣旨】

- ◆ 革新的なスタートアップは、急速な成長を目指して創業以来一定期間の赤字決算となることを厭わず、多額の先行投資を実施しユーザーを獲得
- ◆ そのようなイノベーションエコシステムの中で、欠損金繰越控除の制度は、10年間かつ所得金額の50%の年間上限があるため、革新的なスタートアップはこの制度のメリットを享受できない

【具体策】

- ◆ 一定のスタートアップについては、**欠損金繰越控除制度について、期間上限を緩和（10年→15年）または所得金額50%上限を緩和する**

5. スタートアップ向け法人事業税等の減免

【趣旨】

- ◆ 法人事業税について、スタートアップの特性に配慮した組み替えを検討する必要
- ◆ 特に超過税率が高い自治体についてはスタートアップ向け特例を設けるべき
- ◆ また、スタートアップが資金調達により資本金 1 億円等の要件を満たした場合、赤字であっても外形標準課税により課税対象となる。赤字のスタートアップにとって負担が大きいため特例を設けるべき

【具体策】

- ◆ 一定の要件を満たすスタートアップについて、東京都の**超過税率を軽減**
- ◆ **外形標準課税**について、一定の要件を満たすスタートアップについては、**資本金 1 億円等の要件を超えた場合であっても非適用とする**
- ◆ スタートアップに対する法人事業税・法人住民税について**繰戻還付制度を導入**

法人事業税率（%、所得割）

	所得400万円以下	400~800万円	800万円~
東京都、大阪府	3.75	5.665	7.48
神奈川県	3.71	5.618	7.42
福岡県	3.5	5.3	7.0

（備考）
* 軽減税率適用法人
* 東京都、大阪府、神奈川県は超過税率
* 福岡県は超過税率無し（標準税率）

6. スタートアップ向けインセンティブ報酬の拡充

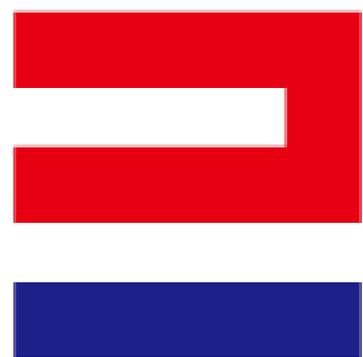
【趣旨】

- ◆ 経営層のみならず企業内全体で**企業価値向上のインセンティブ**を持つための手段として、ストックオプション、譲渡制限付式報酬、業績連動型役員報酬等が有効
- ◆ しかし、税制の制約により、企業の成長を反映した適切なインセンティブ設計を行うことが困難な場合がある
- ◆ また、コロナ環境下で、多くのベンチャー企業役員の報酬が引き下げられている現状がある。業績とともに報酬も回復する仕組みの導入を進めるべき

【具体策】

- ◆ スtockオプションの税制適格に関する考え方を**ゼロベースで見直す**べき
- ◆ 税制非適格SO、株式報酬型SO、譲渡制限付株式等を含め、**行使時の課税を（給与所得課税でなく）譲渡所得課税とする**
- ◆ また、税制適格要件にかかわらず、課税時点を行使時でなく**売却時まで繰り延べる**ようにする
- ◆ 税制適格要件のうち、**年間1200万円の上限については撤廃**
- ◆ 業績連動型役員報酬について、**ベンチャー企業においても損金算入を可能とするよう、要件を緩和**

Hello, Future!



新經濟連盟

Japan Association of New Economy